

第1章 緑の基本計画の概要

1 緑の基本計画とは

この計画は、都市緑地法第4条に規定された緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」）として定めるものです。

「緑の基本計画」は、鈴鹿市の緑の現状や緑のはたらきを踏まえ、緑の将来のあるべき姿を実現するために、どのように緑を守り、育てるかを明らかにし、行政および市民が一体となって、緑豊かであるおいのあるまちづくりを進めていくための「指針」となるものです。

2 計画の特徴と効果

この計画は緑の保全、再生、緑化推進に関する計画とし、「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」など個別計画とも連携し、緑に関する総合的な計画とします。

また「三重県広域緑地計画」や、整備、開発、保全等の方針とも整合を図ります。

そして、市民、事業者、行政などとの連携と協力により緑の保全と創造への理解と主体的な取り組みを促進します。

3 他計画との位置付け

「鈴鹿市総合計画」は、将来都市像の実現に向けて市民、事業者と行政が協働して取り組むべき市民生活にかかわるすべての方向を示したものであり、そのなかでまちづくりを具現化していくために実施すべき施策を各分野別にとりまとめているのが「都市計画マスタープラン」「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」などです。

分野別計画の中で、「緑」にかかわる施策を総合化し、市民、事業者、行政の役割分担を含めた施策の具体的な内容を明らかにして、事業展開へつなげることが「緑の基本計画」の目標です。

4 対象となる緑

本計画で対象とする緑・緑地の定義を以下に示します。

○「緑」とは

花、芝・草、樹木、水辺など、それ自体が良好な自然環境を形成し、都市の環境や住環境の質を高めているものの総称とします。

○「緑地」とは

樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくは、その状況がこれらに類する土地が単独でもしくは一体となって、良好な自然環境を形成しているものとします。具体的には、下記の区分のとおり、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や様々な法律に基づく制度によって、土地利用や開発などが制限されている土地の区域（地域制緑地）とします。

○「緑」と「緑地」の違い

「緑」は花や樹木そのものを、「緑地」は公園として整備されているまたは法律で区域が定められている土地をそれぞれ指すため、まったくとらえ方が異なります。樹木が植えられていないグラウンドも「緑地」です。住宅の敷地に植えられている樹木は「緑」ではありますが、「緑地」ではありません。

◇「緑地」の区分



5 対象区域

計画の対象となる区域は、鈴鹿市全域（19,467ha）とします。

6 目標年次

この緑の基本計画は、概ね20年後の平成37年（2025年）を目標年次とします。また平成27年（2015年）を中間年次とします。